

水産関係民間団体事業補助金交付要綱(抜粋)

平成10年4月8日付け10水漁第945号
農林水産事務次官依命通知
最終改正 平成27年4月9日付け26水港第4029号

(通則)

第1 水産関係民間団体事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、水産関係民間団体事業実施要領（平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象及び補助率)

第2 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、実施要領に基づいて行う事業（以下「補助事業」という。ただし、漁場機能維持管理事業のうち韓国・中国等外国漁船操業対策事業のうち韓国・中国等外国漁船操業対策基金事業及び沖縄漁業基金事業にあつては「基金事業」という。以下同じ。）に要する経費に対し、予算の範囲内において、全国共済水産業協同組合連合会、一般財団法人日本鯨類研究所、公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構、太平洋小型さけ・ます漁業協会、「資源変動要因分析調査事業」共同実施機関、国際資源評価等推進事業（補助）共同研究機関、漁船保険中央会、公益財団法人沖縄県漁業振興基金、国産水産物流通促進センター、一般社団法人漁業信用基金中央会、水産庁長官が別途定める公募要領により応募した者の中から選定された団体（以下「民間団体等」という。）及び水産庁長官が適当と認める者（以下「補助事業者」という。）が行う別表1に掲げる事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項に規定する経費及びこれに対する補助率は、別表1に掲げるところによる。

(流用の禁止)

第3 別表2の区分の欄に掲げる1の(1)、1の(2)、1の(3)、1の(4)、2の(1)、2の(2)、3の(1)及び3の(2)の補助金を相互に流用してはならない。

2 中小漁業関連資金融通円滑化事業費及び漁業運転資金融通円滑化対策事業費にあつては、別表1の経費の欄に掲げる各々のアの経費からイの経費への流用をしてはならない。

3 漁協経営改善推進事業費にあつては、別表1の経費の欄に掲げるアからウまでの経費からエの経費への流用をしてはならない。

(申請手続)

第4 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条の規定に基づく申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、申請書は、大臣に正副2部提出するものとする。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りではない。

(交付申請書の提出期限)

第5 規則第2条の規定による申請書の提出期限は、水産庁長官が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第6 大臣は、第4第1項の規定による申請書の提出があったときは、審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に補助金交付決定の通知を行うものとする。

(申請の取下げ)

第7 補助事業者は、適正化法第9条第1項、規則第4条の規定により申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(契約等)

第8 補助事業者は、補助事業又は基金事業（以下「補助事業等」という。）の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、大臣に届けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業等を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業等の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

3 補助事業者は、第2項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第9 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、規則第3条第1号の規定に基づき、別記様式第3号による変更承認申請書正副2部を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業等に要する経費の配分の変更をしようとするとき。ただし、第10に定める軽微な変更を除く。

(2) 補助事業等の内容を変更しようとするとき。ただし、第10に定める軽微な変更を除く。

(3) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 大臣は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(軽微な変更)

第10 規則第3条第1号イ及びロの規定により大臣が定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 別表1の重要な変更の欄に掲げる変更

(2) 別表2の経費の欄に掲げる経費の相互間の増減

(事業遅延の届出)

第11 補助事業者は、補助事業等が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、規則第3条第2号の規定に基づき、補助事業等が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業等の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12 適正化法第12条の規定に基づく補助事業の遂行状況報告は、補助金の交付のあった年度の12月31日現在において別記様式第4号により遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月末までに正副2部を大臣に提出しなければならない。

ただし、水産庁長官が別に定める概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

2 大臣は、前項の時期のほか、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況の報告を求めることができる。

(補助金の支払)

第13 補助金の支払は精算払とする。ただし、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書きに規定する協議が調い、かつ、補助事業者からの請求により、必要と認められる金額については、水産庁長官が別に定める概算払請求書により概算払をすることができる。

(基金の支払)

第14 補助事業者は、韓国・中国等外国漁船操業対策基金及び沖縄漁業基金（以下「基金」という。）の支払を受けようとするときは、別記様式第5号による支払請求書正副2部を大臣に提出しなければならない。

(補助事業の実績報告)

第15 補助事業者は、補助事業を完了したときは、規則第6条第1項の規定に基づき、その日から、1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第6号による実績報告書正副2部を大臣に提出しなければならない。

2 第4第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって第4第2項ただし書に該当した各事業主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号により速やかに大臣に報告するとともに、大臣の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、第17第1項の確定のあった翌年6月30日までに、同様式により大臣に報告しなければならない。

(基金事業の実績報告)

第16 補助事業者は、基金の造成が完了したときは、その日から、10日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記様式第8号による基金造成完了報告書正副2部を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第17 大臣は、第15第1項又は第16の報告を受けた場合には、実績報告書又は基金造成完了報告書等の書類の審査、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業等の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、大臣は、期限内に納付されない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

4 民間団体等は、実施要領第8の規定により、補助金等を国に返納する場合には、別記様式第9号により、当該返納に係る額を、大臣の承認を受けて、国庫に返納しなければならない。

(特許権等の取得報告等)

第18 補助事業者は、補助事業の結果得られた技術開発が特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権（以下「特許権等」という。）の対象となるときは、遅滞なく当該特許権等を取得するための手続をとる

とともに、別記様式第10号の特許権等出願届出書正副2部を大臣に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定により特許権等を取得したときは、遅滞なく別記様式第11号の特許権等取得届出書正副2部を大臣に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項の規定により取得した特許権等の利用又は処分する場合の手続については、水産庁長官が別に定めるところによる。

(交付決定の取消等)

第19 大臣は、第9の補助事業等の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6の交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業等に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、第1項(1)から(3)までの取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第17第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第20 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第21 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、規則第5条に定める処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 3 補助事業者は、前項の処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
- 4 第20第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

- 第22 補助事業者は、補助事業等についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業等の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。
- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、規則第3条第4項に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を前項の帳簿とともに、補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産等においては、前項の規定にかかわらず、当該取得財産等の処分制限期間中、前項に規定する帳簿等に加え別記様式第12号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(交付決定額の下限)

第23 交付決定額の下限は、3, 500万円とする。ただし、水産庁長官が特に必要と認めるもの及び交付先の選定を公募により行うときはこの限りでない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第24 補助事業者は間接補助事業者に補助金を交付するときは、第4から第22まで(第14及び第16を除く。)の規定に準ずる条件を付さなければならない。

(基金の基本的事項の公表)

第25 補助事業者等は、基金の名称、基金の額、基金のうち国庫補助金等相当額、基金事業の概要、基金事業を終了する時期、定期的な見直しの時期、基金事業の目標を基金造成後速やかに公表しなければならない。

(基金の額及び基金事業等の実施状況報告)

第26 補助事業者等は、基金を廃止するまでの間、毎年度、基金の額(残高及び国費相当額)、基金事業に係る収入・支出及びその内訳(今後の見込みを含む。)、貸付け等を行う基金事業にあつては貸付け等の残高、基金事業の実施決定件数・実施決定額、保有割合(「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定。以下「基金等に関する基準」という。)中「3(3)基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。)、保有割合の算定根拠、基金事業の目標に対する達成度を、基金の決算確定後速やかに大臣に報告しなければならない。

(使用見込みの低い基金の返納)

第27 補助事業者等は、基金の額が基金事業の実施状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合又は大臣が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた基金造成費補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

(基金の区分経理等)

第28 補助事業者等は、基金事業の経理について、他の基金及び基金事業以外の経理と明確に区分した上で、帳簿を整備し、常にその収支状況を明らかにしておくとともに、証拠書類又は証拠物を整備し、帳簿とともに毎年度分を整備保管し、基金事業の完了又は中止若しくは廃止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。

(基金の他用途使用の禁止)

第29 基金は、実施要領の別表に掲げる各基金事業の事業内容以外の用途に使用してはならない。

(基金の運用方法)

第30 基金の運営は、元本が回収できる可能性が高くかつなるべく高い運用益が得られる方法で行うものとする。

(基金から助成金等を交付する場合に民間事業者等に対して付すべき条件)

第31 補助事業者等は、基金から民間事業者等に対して助成金等を交付するときは、第4から第22まで(第14及び第16を除く。)及び第29の規定に準ずる条件を付さなければならない。

(基金運営に関する監督・指導)

第32 国は、基金事業を適切かつ効率的に実施するため、基金管理団体に対し、基金に関する基準に基づき、当該基金事業に関して必要な報告を求め、又は指導監督を行うものとする。

附 則 (平成27年4月9日付け26水港第4029号)

- 1 この通知は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 平成26年度予算に係る改正前の本要綱の規定は、改正後においても、なおその効力を有する。

別表 1 (第2、第10の関係)

分類	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容変更
1～6 (略)				
7. 加工・流通対策	1. (略)			
	2. 国産水産物安定供給セーフティネット事業費 (1) (略)			
	(2) 水産加工業経営改善支援事業費 ア 水産加工業者経営診断委員会運営事業費 気候変動の影響を受ける水産加工業者が取り組む経営改善のための取組の審査等を行う水産加工業者経営診断委員会の運営等に要する経費 イ 経営改善保管運送費支援事業費 アの委員会の承認を受けた水産加工業者の行う経営改善のために国産加工原料の調達方法を大幅に変更する場合に、保管料、入庫料等の経費の一部助成に要する経費	定額 1/2以内	経費の欄に掲げるア及びイの経費の相互間における経費の増減	
	3. (略)			
8 (略)				

別表 2 (第3、第10の関係)

区 分	経 費
1～2 (略)	
3 漁村振興対策事業 (1) 水産物加工・流通等対策事業費補助金	1 水産物加工・流通等対策事業費 (1) (略) (2) 国産水産物安定供給セーフティネット事業費 ア (略) イ 水産加工業経営改善支援事業費 (3) (略)
(2) (略)	